

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

### 記

#### 1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

#### 2 訴訟の目的

生活保護法第78条、同法第63条及び地方自治法施行令第159条に基づき、被告に対し、3,620,000円の納付を求める。

#### 3 事件概要

2005年11月22日から2015年2月1日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中の就労収入や任意保険金の給付について、申告をしていなかったため、生活保護費3,487,343円を不正に受給した。このうち、87,343円の納付を受けたが、いまだに3,400,000円の納付がなされていない。

また、生活保護費受給中の就労収入について申告が遅れたことや生活保護費の算定に用いた推定収入額を実際の収入額が上回ったことにより、生活保護費316,958円が過払いとなった。このうち、96,958円の納付を受けたが、いまだに220,000円の納付がなされていない。

これらの合計3,620,000円について納付を求めてきたが、いまだに納付がないため、訴訟を提起するものである。